

令和2年度 教育課程連携協議会の開催状況

(静岡県立農林環境専門職大学)

1 要 旨

静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、農林業界及び地域社会のニーズを反映した教育課程を編成・実施するため、県内農林業者や農林業団体、高校関係者、地元自治体関係者などを構成員とした教育課程連携協議会を設置する。

2 設置の根拠

専門職大学(専門職短期大学)は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

(専門職大学設置基準第11条、専門職短期大学設置基準第8条)

3 教育課程連携協議会の役割

教育課程連携協議会は年2回開催し、教育課程の編成やその実施状況について審議し、学長に意見を述べる。

学長に提言された意見は、教務委員会にて審議し、教育課程に反映させる。

<主な審議事項>

- ①産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- ②産業界及び地域社会との連携による授業科目の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項



現場や産業界の声を本学の教育カリキュラムに反映!

4 構成員

- ・別紙、構成員名簿参照
- ・会長には、大学は学部長、短期大学部は学科長を指名。

5 令和2年度の開催状況

(1) 第1回

開催月日：令和2年9月1日(火)

場 所：県立専門職大学A棟閲覧室

内 容：①教育目標及び養成する人材像など本学の紹介
②教育課程(カリキュラム)及び教育内容について

(2) 第2回

令和3年3月に開催を予定していたが、コロナ感染症の状況を鑑みて中止。

6 構成員からの意見及び意見への対応状況

- ・令和2年度の構成員からの主な意見及び意見への対応状況は別紙のとおり。

〔令和2年度 教育課程連携協議会 構成員名簿〕※所属・役職は令和2年9月1日時点

構成員区分	大学		短大	
	名前	所属	名前	所属
一 学長が指名する教員 その他の教員	多々良 明夫	学部長	竹内 隆	学科長
	佐藤 展之	教授(栽培)	杉山 泰之	教授(栽培)
	祐森 誠司	教授(畜産)	近藤 晃	教授(林業)
	逢坂 興宏	教授(林業)	片山 信也	教授(畜産)
二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの	浅野 精一	農業経営士協会副会長	浅野 精一	農業経営士協会副会長
	杉山 和陽	JA静岡中央会担い手支援部	杉山 和陽	JA静岡中央会担い手支援部
	藤山 正彦	県畜産協会事務局長	藤山 正彦	県畜産協会事務局長
	高橋 雅弘	理事兼参事	高橋 雅弘	理事兼参事
三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者	川島 光弘	磐田市農林水産課長	川島 光弘	磐田市農林水産課長
四 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者	佐野 敦子	県農業法人協会会長	佐野 敦子	県農業法人協会会長
	鈴木 厚志	京丸園(株)	鈴木 厚志	京丸園(株)
	片野 恵介	(有)片野牧場	片野 恵介	(有)片野牧場
	竹川 将樹	(株)ふもとつばら	竹川 将樹	(株)ふもとつばら
五 教員その他の職員以外であって、学長が必要と認める者	松下 勝也	静岡県農業高等学校校長会 会長 (静岡農業高校校長)	松下 勝也	静岡県農業高等学校校長会 会長 (静岡農業高校校長)
	勝澤 正仁	静岡県土地改良事業団体連合会 事務局長		
	吉田 謙二	静岡県商工会連合会 事務局長		
	嶋田 正男	(株)静岡伊勢丹 代表取締役社長		

(1) 大学

構成員からの意見	意見への対応状況
リーダーシップ論というか、ものづくりの先輩方の若い頃の経験談を聞いていくような授業はすごく大切	令和3年度開講の「静岡学（1年・通年）」において、リーダーシップという観点から一部、授業で講演を行うトップランナーの方の見直しを行い、6次産業化を図りながら異業種交流にも積極的に取り組み、強いリーダーシップで経営規模拡大を進めている養豚業の麦豚工房石塚の石塚貴久氏を新たに講師に加えることとした。また、講演内容についても起業・就農からのプロセスやその過程での経営者としてのリーダーシップを学べる内容となるよう見直した。
農林業現場で労災事故が多いという問題があることを踏まえ、労働安全といったことを織り込んでいくことが必要	令和3年度開講の「大型機械実習Ⅰ（2年・前期）」において、農作業事故の実態や農作業安全について学ぶ時間を設け、労働安全に関する知識の取得や意識の醸成を図る。また、授業外ではあるが、大学主催の「刈払機安全衛生教育」を開催し、1年生全員が、刈払機を使用する「圃場実習」「演習林実習」（いずれも2年・前期）までに修了証を取得した。
ものづくりの最終ゴールはお客様であり、作ったものがお客様サイドで喜んでゴールだと思う。その部分を組み込むべき。	令和3年度から、週1～3回、「圃場実習」（2年・前期）や「総合実習」（1年・通年）などの実習科目で生産した農林産物を近隣住民等に販売する直売会を開始した。この取組では、学生自身が農林産物の特徴を紹介したり、レシピを説明しながら消費者に直接販売することにしており、お客様の意見や農林産物を手に取ったときの反応をダイレクトに感じることができるため、学生の学修に対するモチベーションの向上に繋がっている。
積極的に学生に資格を取らせる指導が必要	学生の積極的な資格の取得を支援するため、警察や主催団体等と連携し、「大型特殊自動車免許(農耕限定)※学生全員の取得を指導」、「大型特殊自動車免許(農耕限定解除)」、「牽引免許(農耕限定)」、「産業用マルチオペレータ技能検定（ドローン）」、「フォークリフト運転技能講習」、「小型車両系建設機械の運転に係る安全衛生特別教育」、「日本農業技術検定2級」の試験や資格取得のための講習会を本学で実施する。また、学生に対しては、授業外で実施している「フレッシュマンセミナー（1年生対象）」や「ホームルームセミナー（2年生対象）」において、農林業生産現場で役立つ資格一覧等の資料を示しながら、資格取得がその後の就職活動や就職後に有利に働くことなど資格取得の必要性を説明するなどして資格取得を促す指導を行うとともに、資格試験の案内を学生向けの掲示板に掲示するなどの対応を行う。

(2) 短期大学部

構成員からの意見	意見への対応状況
<p>リーダーシップ論という か、ものづくりの先輩方の 若い頃の経験談を聞いて いくような授業はすごく 大切</p>	<p>令和3年度開講の「静岡学（1年・通年）」において、リーダーシップという観点から一部、授業で講演を行うトップランナーの方の見直しを行い、6次産業化を図りながら異業種交流にも積極的に取り組み、強いリーダーシップで経営規模拡大を進めている養豚業の麦豚工房石塚の石塚貴久氏を新たに講師に加えることとした。また、講演内容についても起業・就農からのプロセスやその過程での経営者としてのリーダーシップを学べる内容となるよう見直した。</p>
<p>農林業現場で労災事故が 多いという問題があるこ とを踏まえ、労働安全とい ったことを織り込んでい くことが必要</p>	<p>令和3年度開講の「大型機械実習Ⅰ（2年）」において、農作業事故の実態や農作業安全について学ぶ時間を設け、労働安全に関する知識の取得や意識の醸成を図る。また、授業外ではあるが、大学主催の「刈払機安全衛生教育」を開催し、1年生全員が、刈払機を使用する「圃場実習Ⅰ」「演習林実習Ⅰ」（いずれも1年・秋・冬期）までに修了証を取得した。</p>
<p>積極的に学生に資格を取 らせる指導が必要</p>	<p>学生の積極的な資格の取得を支援するため、警察や主催団体等と連携し、「大型特殊自動車免許(農耕限定)※学生全員の取得を指導」、「大型特殊自動車免許(農耕限定解除)」、「牽引免許(農耕限定)」、「産業用マルチオペレータ技能検定（ドローン）」、「フォークリフト運転技能講習」、「小型車両系建設機械の運転に係る安全衛生特別教育」、「日本農業技術検定2級」の試験や資格取得のための講習会を本学で実施する。 また、学生に対しては、授業外で実施している「新入生セミナー（1年生対象）」において、農林業生産現場で役立つ資格一覧等の資料を示しながら、資格取得がその後の就職活動や就職後に有利に働くことなど資格取得の必要性を説明するなどして資格取得を促す指導を行うとともに、資格試験の案内を学生向けの掲示板に掲示するなどの対応を行う。更に、授業外ではあるが、畜産コース2年生の資格取得を促すため、令和3年度から県畜産振興課と連携し、「家畜人工授精師」取得のための研修会を開催し、畜産コース10人中8人が受講し、資格を取得する予定である。</p>
<p>臨地実務実習が（教育課程 の）メインになってくるの ではないかと思うが、実習 受入先がどのような体制 になっているかを把握す ることが必要</p>	<p>意見をもとに臨地実務実習委員会において議論を行い、「臨時実務実習要綱」の見直しを行った。主な見直しの内容は以下のとおり。 ①受入経営体候補の選定にあたり、10年以上継続して農林業経営をおこなっていること、受入学生1人あたり実習指導者1人を配置するなど、選定基準を明文化 ②実習実施計画の作成について様式を策定し、教員・学生・実習指導者が共有できる体制を構築 ③臨地実務実習中の巡回指導の方法や回数を明文化 以上によって、実習受入先及びその実習指導者と教員、学生の連携体制を明確化し、質の高い実習ができるように配慮した。</p>